

## 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

昭和三十一年九月二十九日  
条例第十五号

### (この条例の目的)

第一条 文京区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与及び勤務に関しては、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

### (給料)

第二条 教育長の給料額は、別表第一のとおりとする。

### (旅費)

第三条 教育長が公務のため旅行したときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の九種とし、その額は別表第二による。

### (その他の給与)

第四条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当及び期末手当を支給する。

### (支給方法等)

第五条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）の適用を受ける職員の例による。

### (勤務)

第六条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

### (規則への委任)

第七条 この条例の実施に関し、必要な事項は規則で定める。

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。
- 2 第二条及び第五条の規定については、昭和五十八年七月一日から昭和五十九年三月三十日までの間、東京都文京区長・助役・収入役給与条例等の一部を改正する条例（昭和五

十九年三月文京区条例第一号)による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例(昭和二十二年六月文京区条例第七号)による額を適用する。

(略)

付 則(平成二六年一二月一一日条例第三四号)

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

付 則(平成二七年三月一三日条例第三〇号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、当該教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日)までの間、この条例による改正後の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例別表第一の規定は適用せず、この条例による改正前の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例別表第一の規定は、なおその効力を有する。

別表第一(第二条関係)

職名	給料月額
教育長	九十二万三千円

別表第二(第三条関係)

旅費の額
職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号)中指定職の職務にある者相当額